

新	旧																		
<p>あなたご自身のことについて (令和2年〇月〇日現在でお答えください)</p>																			
問1 (省略)	問1 (省略)																		
問2 あなたの年齢を回答してください。【〇は1つ】	問2 あなたの年齢を回答してください。【〇は1つ】																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 18～19歳</td> <td style="width: 50%;">6. 60～64歳</td> </tr> <tr> <td>2. 20～29歳</td> <td>7. 65～69歳</td> </tr> <tr> <td>3. 30～39歳</td> <td>8. 70～74歳</td> </tr> <tr> <td>4. 40～49歳</td> <td>9. 75歳以上</td> </tr> <tr> <td>5. 50～59歳</td> <td></td> </tr> </table>	1. 18～19歳	6. 60～64歳	2. 20～29歳	7. 65～69歳	3. 30～39歳	8. 70～74歳	4. 40～49歳	9. 75歳以上	5. 50～59歳		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 20～29歳</td> <td style="width: 50%;">5. 60～64歳</td> </tr> <tr> <td>2. 30～39歳</td> <td>6. 65～69歳</td> </tr> <tr> <td>3. 40～49歳</td> <td>7. 70～74歳</td> </tr> <tr> <td>4. 50～59歳</td> <td>8. 75歳以上</td> </tr> </table>	1. 20～29歳	5. 60～64歳	2. 30～39歳	6. 65～69歳	3. 40～49歳	7. 70～74歳	4. 50～59歳	8. 75歳以上
1. 18～19歳	6. 60～64歳																		
2. 20～29歳	7. 65～69歳																		
3. 30～39歳	8. 70～74歳																		
4. 40～49歳	9. 75歳以上																		
5. 50～59歳																			
1. 20～29歳	5. 60～64歳																		
2. 30～39歳	6. 65～69歳																		
3. 40～49歳	7. 70～74歳																		
4. 50～59歳	8. 75歳以上																		
問3 (省略)	問3 (省略)																		
問4 (省略)	問4 (省略)																		
問5 (省略)	問5 (省略)																		
<p>消費者問題*1への関心について</p>																			
問6 (省略)	問6 (省略)																		
問6-1 あなたは、どのような消費者問題に関心がありますか。【〇はあてはまるものすべて】	問6-1 あなたは、どのような消費者問題に関心がありますか。【〇はあてはまるものすべて】																		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 製品の安全性 (製品の欠陥による事故、製品のリコール^{*2}など) 2. 食品の安全性 (食中毒事故など) 3. 金融 (投資・保険・融資等の金融商品の問題など) 4. <u>商品やサービスの消費や廃棄に伴う環境・資源問題 (省資源・省エネルギー、食品ロス削減など)</u> 5. 多重債務 (サラ金、クレジットなど) 6. 個人情報流出 7. 強引な電話、訪問による悪質商法^{*3} 8. インターネットやメールを利用した悪質商法 9. 架空請求・不当請求、振り込み詐欺 10. その他 () 11. わからない 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製品の安全性 (製品の欠陥による事故、製品のリコールなど) 2. 食品の安全性 (食中毒事故など) 3. 金融 (投資・保険・融資等の金融商品の問題など) 4. <u>資源・エネルギー (ガソリンや灯油の価格、光熱費、エコバックの利用など)</u> 5. 多重債務 (サラ金、クレジットなど) 6. 個人情報流出 7. 強引な電話、訪問による悪質商法^{*3} 8. インターネットやメールを利用した悪質商法 9. 架空請求・不当請求、振り込み詐欺 10. その他 () 11. わからない 																		
<p>*2 リコールとは…製品に欠陥があるとき、生産者が公表して製品を回収・修理することをいいます。</p>																			
<p>*3 悪質商法とは…一般消費者を対象にした商取引であって、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。</p>																			

消費生活における意識や行動について

問7 あなたは、商品を購入したり、サービスを利用する際、次の項目をどのくらい意識しますか。
【〇はそれぞれに1つずつ】

	常に意識する	よく意識する	たまに意識する	ほとんど、全く意識しない
①価格	1	2	3	4
②機能や品質	1	2	3	4
③安全性	1	2	3	4
④広告・表示	1	2	3	4
⑤ブランドイメージ	1	2	3	4
⑥評判	1	2	3	4
⑦特典（ポイントカード、景品等）	1	2	3	4
⑧購入（利用時）の説明や対応等の接客態度	1	2	3	4
⑨苦情や要望に対する対応	1	2	3	4
⑩商品やサービスが環境に及ぼす影響	1	2	3	4
⑪経営方針や理念、社会貢献活動	1	2	3	4

(削除)

(新規)

問8 あなたは、日頃の消費生活で以下のようなことを行っていますか。
【〇はあてはまるものすべて】

1. 新聞やインターネットなどで消費者問題に関する情報に注目する
2. 学校や地域などで消費生活に関する教育や講座を受ける
3. 倫理的消費（エシカル消費）^{*4}を行う
4. 地元産品を購入して地産地消を実践する
5. 食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）を減らす
6. ゴミを減らし、再利用やリサイクルを行う
7. 節水・節電を意識する
8. 環境・エネルギー問題に関心を持つ
9. この中に行っていることはない

*4 倫理的消費（エシカル消費）とは…人や社会、環境に配慮した製品やサービスを選んで消費することをいい、例えば、障害者支援につながる商品、フェアトレード商品、エコ商品、リサイクル商品、被災地産品などを購入することを指します。

商品等の購入時の意識について

問7 あなたは、商品を購入したり、サービスを利用する際、次の項目をどのくらい意識しますか。
【〇はそれぞれに1つずつ】

	意識する	どちらかといえば意識する	あまり意識しない	意識しない	どちらともいえない
①広告	1	2	3	4	5
②表示（品質・価格）、取扱説明	1	2	3	4	5
③安全性	1	2	3	4	5
④ブランドイメージ（商品や事業者の信頼性等）	1	2	3	4	5
⑤その商品やサービスの環境への影響	1	2	3	4	5
⑥購入（利用）時の説明や対応などの接客態度	1	2	3	4	5
⑦苦情や要望への対応（アフターサービスも含む）	1	2	3	4	5
⑧事業者の経営方針や理念・社会貢献活動	1	2	3	4	5

問8 あなたは、商品を購入したり、サービスを利用する際の契約や取引で、何らかの被害にあうかもしれないという不安を感じますか。【〇は1つ】

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 不安を感じる | 4. 不安を感じない |
| 2. どちらかといえば不安を感じる | 5. どちらともいえない |
| 3. あまり不安を感じない | |

(削除)

(新規)

問9 あなたはキャッシュレス決済⁵をどの程度利用していますか。

【○は1つ】

- 1. よく利用している
- 2. ときどき利用している
- 3. あまり利用していない
- 4. 全く利用していない (問10にお進みください)

*5 キャッシュレス決済とは…紙幣や硬貨を使用せずに商品やサービスの支払い等を行うこと。(ただしここでは銀行等の口座振替、振り込み等による決済を除くこととする。)

問9-1 あなたが比較的使用する頻度の高いキャッシュレス決済は何ですか。
【○はあてはまるものすべて】

- 1. クレジットカード
- 2. 交通系電子マネー (ICOCA、Hareca 等)
- 3. 交通系以外の電子マネー (WAON、nanaco、楽天Edy 等)
- 4. バーコード、QRコード決済 (PayPay、LINE Pay 等)
- 5. デビットカード
- 6. その他スマホ決済 (Apple Pay、Google Pay 等)
- 7. その他 ()

情報提供・消費者教育^{2,3}について

問10 (省略) *注の番号ずれあり *「リコール」削除し、問6-1の注釈へ移動

(削除)

問9 商品やサービスを購入する際、個人情報が適切に管理されていると思いますか。【○は1つ】

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1. 適切に管理されていると思う | 3. あまり適切に管理されていない |
| 2. どちらかといえば適切に管理されていると思う | 4. 適切に管理されていると思わない |
| | 5. どちらともいえない |

情報提供・消費者教育^{2,3}について

問10 (省略)

問11 あなたは、行政が発信する消費生活に関する情報を、どのような方法で入手していますか。
【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. テレビ | 7. 自治会や町内会の回覧板 |
| 2. ラジオ | 8. 消費者団体の広報など |
| 3. 新聞・雑誌 | 9. 職場・所属団体・学校 |
| 4. インターネット | 10. その他 () |
| 5. 自治体の広報誌 | 11. わからない (入手していない) |
| 6. 消費生活センターや消費生活相談窓口 | |

(新規)

問11 あなたは、消費者向けの情報提供手段として、どれが有効（利用しやすい）と思いますか。

【〇はあてはまるもの3つまで】

1. テレビ
2. ラジオ
3. 新聞・雑誌
4. ホームページ、ブログやメールマガジン
5. ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどのSNS
6. 自治体の広報誌
6. ポスター、パンフレット、チラシ
7. 自治会・町内会の回覧板
8. 地域（町内会や老人クラブなど）での消費生活講座
9. 会社や所属団体の会合、研修など
10. その他（具体的に： _____）

問12 （省略）

問13 あなたは今後、消費生活に関するどのような講座に参加してみたいと思いますか。

【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 悪質商法の手口や対応方法などの講座 | 5. 食品表示の見方など食の安全に関する講座 |
| 2. インターネットの注意点などの講座 | 6. 電子マネーやキャッシュレス決済に関する講座 |
| 3. 環境にやさしい暮らし方に関する講座 | 7. その他（ _____ ） |
| 4. 家計管理などライフプランに関する講座 | 8. 特にない（興味がない） |

問14 （省略）

(削除)

問12 （省略）

問13 あなたは今後、消費生活に関するどのような講座に参加してみたいと思いますか。

【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 悪質商法の手口や対応方法などの講座 | 5. 食品表示の見方など食の安全に関する講座 |
| 2. インターネットの注意点などの講座 | 6. 金融に関する講座 |
| 3. 環境にやさしい暮らし方に関する講座 | 7. その他（ _____ ） |
| 4. 家計管理などライフプランに関する講座 | 8. 特にない（興味がない） |

問14 （省略）

問15 次のそれぞれの時期に、どのような消費者教育が必要だと思いませんか。

【〇はあてはまるものすべて】

時期	必要な内容
① 幼児期	1. お店屋さんごっこ（社会の仕組み） 2. 買い物ごっこ（約束やきまりを守る） 3. 買物の意味（お金や物の価値・金銭教育） 4. 困ったことがあったら伝える 5. その他（ _____ ）
② 小学生期	1. 物や金銭の計画的な使い方 2. インターネット・携帯電話などの注意点 3. 適切な購入の仕方 4. 環境に配慮した物の使い方 5. 困ったことがあったら相談する 6. その他（ _____ ）
③ 中学生期	1. 消費者の基本的な権利と責任 2. インターネット・携帯電話などの注意点 3. 適切な選択、購入及び活用の仕方 4. 環境に配慮した物の使い方 5. 悪質商法の手口と対策 6. 相談する窓口 7. その他（ _____ ）
④ 高校生期	1. 消費者の基本的な権利と責任 2. 契約の仕組み 3. インターネット・携帯電話などの注意点 4. 金融教育 5. 環境に配慮した消費生活 6. 悪質商法の手口と対策 7. 相談する窓口 8. その他（ _____ ）
⑤ 成人期 （特に若者）	1. 契約の仕組み 2. インターネット・携帯電話などの注意点 3. 金融教育 4. 環境に配慮した消費生活 5. 悪質商法の手口と対策 6. 相談する窓口 7. その他（ _____ ）

(新規)

問15 民法が改正され、2022（令和4）年4月から成年年齢を現在の20歳から18歳に引き下げる
ことが決まりました。成年年齢に達すれば、父母の同意なく一人で契約をできることとなりますが、成年
年齢が18歳に引き下げられた後、18歳、19歳の人が契約した場合は、未成年という理由で契約を
取り消せなくなることを知っていますか。【〇は1つ】

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

(削除)

(新規)

問16 成年年齢が18歳に引き下げられた後、若年者が悪質事業者にだまされて契約するなどの消費者被害
にあわないためにどのような対策が有効だと思いますか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 悪質な事業者に対する規制や指導を強化する | |
| 2. 18歳になる前の人を対象とした消費者教育を充実させる | |
| 3. 若年者がトラブルに巻き込まれやすい事例を周知すること | |
| 4. トラブルに巻き込まれた際に相談できる窓口を周知すること | |
| 5. その他 () | |
| 6. 分からない | |

(新規)

問17 消費者被害を防止するため、どのような人に対して重点的に啓発・対策を行うと効果があると思いま
すか。【〇はあてはまるもの3つまで】

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 小学生 | 6. 高齢者 |
| 2. 中学生 | 7. 障がい者 |
| 3. 高校生 | 8. 成人一般 |
| 4. 大学生・専門学校生 | 9. その他 () |
| 5. 新社会人 | |

⑥ 成人期 (成人一般)	1. 契約の仕組み 2. インターネット・携帯電話など の注意点 3. 金融教育	4. 環境に配慮した消費生活 5. 悪質商法の手口と対策 6. 相談する窓口 7. その他 ()
⑦ 成人期 (特に高齢者)	1. 契約の仕組み 2. インターネット・携帯電話など の注意点 3. 金融教育	4. 環境に配慮した消費生活 5. 悪質商法の手口と対策 6. 相談する窓口 7. その他 ()

問16 あなたは、消費者教育を行う場として、重要だと思うものは次のどれですか。
【〇はあてはまるもの3つまで】

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 家庭 | 6. 会社・勤務先 |
| 2. 幼・小・中・高等学校等 | 7. 新聞・テレビ等マスコミを通じて |
| 3. 大学・専門学校等 | 8. その他 () |
| 4. 消費生活センター | 9. 特に教育の必要はない |
| 5. 地域(町内会など) | 10. わからない |

問16 あなたは、次のような消費生活に関する機関や制度を知っていますか。

【〇はそれぞれに1つずつ】

	言葉も内容も知っている	言葉は知っている	言葉も内容も知らない
① 【消費者ホットライン188 (いやや)】 個々の相談窓口の電話番号を知らなくても、全国统一の番号(188)にかければ、近くの相談窓口につながるシステム	1	2	3
② 【クーリング・オフ】 一定の条件・期間内であれば、契約した後も、無条件で契約を解除することができる特別な制度	1	2	3

消費者被害等の状況について

問19 あなたは、消費者被害の多い悪質商法⁸を知っていますか。【〇は1つ】

1. 知っている	3. 実際に被害にあったことがある (家族を含めて)
2. 知らない	

*8 消費者被害の多い悪質商法とは…次のようなものがあります。

①～⑦ 略

⑧ 【押し買い商法】

不用品の買取をうたって家庭を訪問し、貴金属類を強引に出させて、安く見積もって買い取る。

⑨ 【キャッチセールス】

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称し、呼び止めて、喫茶店・営業所に連れて行き、長時間、強引あるいは不安をあおるなどして商品・サービスを契約させる。

問17 あなたは、次のような消費生活に関する機関や制度を知っていますか。

【〇はそれぞれに1つずつ】

	言葉も内容も知っている	言葉は知っている	言葉も内容も知らない
③ 【消費者ホットライン】 個々の相談窓口の電話番号を知らなくても、全国统一の番号(0570-064-370)にかければ、近くの相談窓口につながるシステム	1	2	3
④ 【クーリング・オフ】 一定の条件・期間内であれば、契約した後も、無条件で契約を解除することができる特別な制度	1	2	3

消費者被害の状況について

問18 あなたは、消費者被害の多い悪質商法⁶を知っていますか。【〇は1つ】

1. 知っている	3. 実際に被害にあったことがある。(家族を含めて)
2. 知らない	

*6 消費者被害の多い悪質商法とは、次のようなものがあります。

①～⑦ 略

問20 あなた（家族も含めて）は、これまでに購入した商品やサービスで、次のような消費者被害や消費者トラブルにあったことがありますか。【〇はあてはまるものすべて】

1. 製品の品質・安全性（模造品、欠陥品、量や質、性能や効果が表示や説明と違ったなど）
2. 食品の品質・安全性（消費期限や賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入など）
3. 価格（“特別価格”や“優待価格”がウソだったなど）
4. 品質・安全性や価格以外の契約条件
(不当な条件付きだった、取引条件を一方的に変更されたなど)
5. 解約や返品などに関すること
(契約を取り消そうとしたら高額なキャンセル料を要求されたなど)
6. 販売方法（大げさな広告、勘違いさせるような説明、契約をせかす、おどすなど）
7. 購入後の対応や苦情への対応
8. 個人情報の取り扱い（個人情報流出の被害にあったなど）
9. 架空（不当）請求（身に覚えのない料金請求、不当な料金請求など）
10. その他（)
11. 被害はない

(問19、問20で、消費者被害等にあったと回答した方に)

問21 被害の原因となった商品やサービスは、次のどのきっかけで購入しましたか。【〇はあてはまるものすべて】

1. お店で商品を購入したりサービスを利用した
2. 自宅や職場に業者が訪ねてきて、勧められた
3. 自宅や職場に業者から電話があり、勧められた
4. 電話や郵便でお店や喫茶店に来るように誘われて、勧められた
5. 路上で声をかけられ、会場や喫茶店などに連れて行かれ、勧められた
6. 知り合いや友達から勧められた
7. インターネット、テレビ、ラジオ、新聞や雑誌等の広告での通信販売を利用した
8. その他（)

(問19、問20で、消費者被害等にあったと回答した方に)

問22 (省略)

(問22で、「1. 相談したり、伝えたりした」と回答した方に)

問22-1 どこへ（誰へ）相談などをしましたか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 購入先、利用先、営業担当者等 | 8. 友人・知人 |
| 2. メーカー等の事業者 | 9. 民生委員・児童委員など地域の人 |
| 3. 製造した業界団体の窓口 | 10. ヘルパー・ケアマネジャーなど福祉関係者 |
| 4. 市町村の消費生活センター・相談窓口 | 11. 消費者団体 |
| 5. 岡山県消費生活センター | 12. 弁護士、司法書士など法律に携わる人 |
| 6. 国民生活センター | 13. 警察 |
| 7. 家族・親族 | 14. その他（) |

問19 あなた（家族も含めて）は、これまでに購入した商品やサービスで、次のような消費者被害にあったことがありますか。【〇はあてはまるものすべて】

1. 製品の品質・安全性（模造品、欠陥品、量や質、性能や効果が表示や説明と違ったなど）
2. 食品の品質・安全性（消費期限や賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入など）
3. 価格（“特別価格”や“優待価格”がウソだったなど）
4. 販売方法（大げさな広告、勘違いさせるような説明、契約をせかす、おどすなど）
5. 事後の対応や苦情への対応
6. 個人情報の取り扱い（個人情報流出の被害にあったなど）
7. 悪質商法
8. 振り込め詐欺
9. その他（)
10. 被害はない

(問18、問19で、消費者被害にあったと回答した方に)

問20 被害の原因となった商品やサービスは、次のどのきっかけで購入しましたか。【〇はあてはまるものすべて】

1. お店で商品を購入したりサービスを利用した
2. 自宅や職場に業者が訪ねてきて、勧められた
3. 自宅や職場に業者から電話があり、勧められた
4. 電話や郵便でお店や喫茶店に来るように誘われて、勧められた
5. 路上で声をかけられ、会場や喫茶店などに連れて行かれ、勧められた
6. 知り合いや友達から勧められた
7. テレビ、新聞や雑誌の広告、インターネット等での通信販売を利用した
8. その他（)

(問18、問19で、消費者被害にあったと回答した方に)

問21 (省略)

(問21で、「1. 相談したり、伝えたりした」と回答した方に)

問21-1 どこへ（誰へ）相談などをしましたか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 購入先、利用先、営業担当者等 | 8. 友人・知人 |
| 2. メーカー等の事業者 | 9. 民生委員・児童委員など地域の人 |
| 3. 製造した業界団体の窓口 | 10. ヘルパー・ケアマネジャーなど |
| 4. 市町村の消費生活センター・相談窓口 | 11. 消費者団体 |
| 5. 岡山県消費生活センター | 12. 弁護士 |
| 6. 国民生活センター | 13. 警察 |
| 7. 家族・親族 | 14. その他（) |

問22-2 どこにも相談されなかった理由としてあてはまるものはどれですか。

【○はあてはまるものすべて】

1. どこに相談したり、伝えたらいいかわからなかった
2. 気まずい思いをしたり、もめごとになるのが心配だった
3. 被害が小さかった
4. 相談しなくても独力で解決できると思った
5. 相談などしても、解決すると思えなかった
6. 自分にも責任があると思った
7. めんどろだった
8. 私的なことなので、相談することではないと思った
9. 相談する適切な相手がいなかった
10. 被害にあったことを知られるのが恥ずかしかった
11. その他 ()
12. 特に理由はない

(新規)

問23 近年、ひとり暮らしの高齢者や障害者の方を狙った悪質商法や詐欺などの消費者被害の相談が数多く寄せられています。このような被害を防止するために、地域の方の見守り活動について必要と感じますか。【○は1つ】

1. 必要と感じる
2. どちらかといえば必要と感じる
3. どちらかといえば必要と感じない【問24にお進みください】
4. 必要と感じない【問24にお進みください】
5. 分からない【問24にお進みください】

【問23で、「1. 必要と感じる」「2. どちらかといえば必要と感じる」と回答した方に】

問23-1 どのような人に見守って欲しいと思いますか。

(ご自身が見守ってほしい場合も含みます) 【○はあてはまるものすべて】

1. 家族・親族
2. 友人・知人
3. 民生委員・児童委員など地域の人
4. ヘルパー・ケアマネジャーなど福祉関係者
5. 県や市町村の職員
6. 警察官
7. 弁護士、司法書士など法律に携わる人
8. 宅配便、配食サービスなど配達業者
9. 郵便局員
10. 金融機関の職員
11. その他 ()

問21-2 どこにも相談されなかった理由としてあてはまるものはどれですか。

【○はあてはまるものすべて】

1. どこに相談したり、伝えたらいいかわからなかった
2. 気まずい思いをしたり、もめごとになるのが心配だった
3. 被害が小さかった
4. 相談しなくても独力で解決できると思った
5. 相談などしても、解決すると思えなかった
6. 自分にも責任があると思った
7. めんどろだった
8. 私的なことなので、相談することではないと思った
9. 被害を思い出したくなかった
10. 被害にあったことを知られるのが恥ずかしかった
11. その他 ()
12. 特に理由はない

(新規)

問24 近年、高齢者や障害者の方を狙った悪質商法による消費者被害が多くなっています。高齢者がこのような被害にあわないために、どのような対策が有効だと思いますか。【〇は3つまで】

- 1. 日頃から地域の行事に参加し、情報交換する
- 2. 家族や親族で日頃から話題にするよう心掛ける
- 3. 近隣同士で声を掛け合うことができる関係をつくる
- 4. 地域の様々な人たちによる見守り活動を行ってもらう
- 5. 報道（テレビ、新聞、ラジオ）に被害情報などを取り上げてもらう
- 6. パンフレットなどによる啓発活動を充実する
- 7. 悪質な事業者に対する規制や指導を強化する
- 8. 行政（県・市町村）が高齢者と日頃接触のある団体に連携して注意を呼びかける
- 9. その他（)
- 10. 分からない

消費者被害の相談について

問25 あなたが、消費者被害にあったとき、「安心して相談できる場所」は次のどれですか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 購入先、利用先、営業担当者等 | 9. 民生委員・児童委員など地域の人 |
| 2. メーカー等の事業者 | 10. ヘルパー・ケアマネジャーなど福祉関係者 |
| 3. 製造した業界団体の窓口 | 11. 消費者団体 |
| 4. 市町村の消費生活センター・相談窓口 | 12. 弁護士、司法書士など法律に携わる人 |
| 5. 岡山県消費生活センター | 13. 警察 |
| 6. 国民生活センター | 14. その他（) |
| 7. 家族・親族 | 15. 特にない |
| 8. 友人・知人 | |

問26 (省略)

消費者被害の相談について

問22 あなたが、消費者被害にあったとき、「安心して相談できる場所」は次のどれですか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 購入先、利用先、営業担当者等 | 9. 民生委員・児童委員など地域の人 |
| 2. メーカー等の事業者 | 10. ヘルパー・ケアマネジャーなど |
| 3. 製造した業界団体の窓口 | 11. 消費者団体 |
| 4. 市町村の消費生活センター・相談窓口 | 12. 弁護士 |
| 5. 岡山県消費生活センター | 13. 警察 |
| 6. 国民生活センター | 14. その他（) |
| 7. 家族・親族 | 15. 特にない |
| 8. 友人・知人 | |

問23 (省略)

消費者行政全般について

問27 あなたは、消費者行政の取組についてどの程度満足していますか。また、どのくらい重要だと思いますか。【〇はそれぞれ、満足度、重要度を1つずつ】

	満 足 度					重 要 度				
	満足している	まあ満足している	やや不満である	不満である	どちらともいえない	重要である	まあ重要である	あまり重要でない	重要でない	どちらともいえない
①消費者問題を相談できる窓口が身近にある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
②消費者問題が適切に情報提供されている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
③消費者被害防止に向けた消費者教育が適切に実施されている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
④消費者行政全般が適切に実施されている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

問28 (省略)

消費者行政全般について

問24 あなたは、消費者行政の取組についてどの程度満足していますか。また、どのくらい重要だと思いますか。【〇はそれぞれ、満足度、重要度を1つずつ】

	満 足 度					重 要 度				
	満足している	まあ満足している	やや不満である	不満である	どちらともいえない	重要である	まあ重要である	あまり重要でない	重要でない	どちらともいえない
①消費者問題を相談できる窓口が身近にある	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
②消費者問題が適切に情報提供されている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
③消費者行政全般が適切に実施されている	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

問25 (省略)